

4 プラン2027 【各論】

(案)

プラン 2027【各論】の構成

プラン 2027 は「基本政策分野」「政策」「施策」から構成されており、以下に示す全体像のように整理しています。

プラン 2027【各論】の全体像

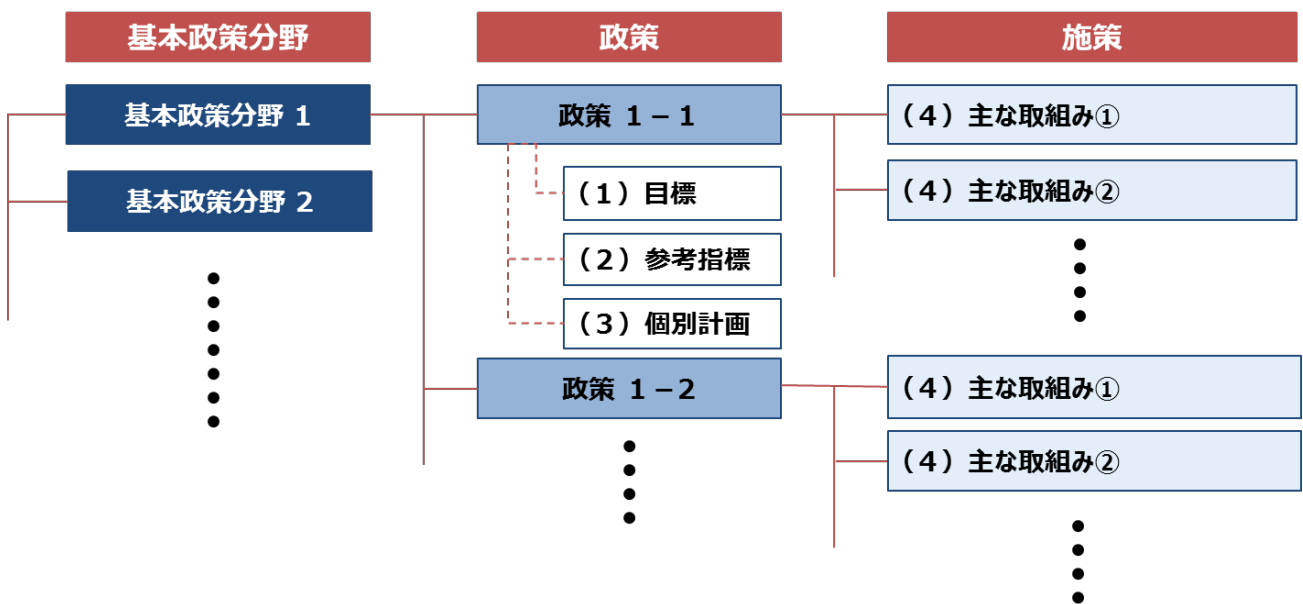
| 基本政策分野 | 政策 | 施策 |
|------------|-----------------------|-----------------|
| 1 まちの基盤づくり | 1-1 土地利用・住宅 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 1-2 道路整備・公共交通 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 1-3 公園・緑地 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 2 生活環境 | 2-1 環境保全 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 2-2 循環型社会の形成 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 2-3 上下水道・環境施設 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 3 子育て・教育 | 3-1 子育て家庭への支援・青少年健全育成 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 3-2 保育・幼児教育の充実 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 3-3 学校教育 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 4 福祉 | 4-1 地域福祉・セーフティネット | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 4-2 高齢者福祉 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 4-3 障害者福祉 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 5 健康・医療 | 5-1 健康づくり・生涯スポーツ | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 5-2 医療 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 6 安心・安全 | 6-1 消防・救急 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 6-2 防災・治水 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 6-3 防犯・交通安全・暮らしの安全 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 7 産業・労働 | 7-1 産業振興 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 7-2 雇用・労働者支援 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 8 まちの魅力 | 8-1 観光・文化財 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 8-2 鑑賞芸術・競技スポーツ | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 9 文化的な暮らし | 9-1 文化活動・生涯学習 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 9-2 男女共同参画・多文化共生 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| 10 行政経営改革 | 10-1 行政運営 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 10-2 財政運営 | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 10-3 情報発信・シティプロモーション | 主な取組み① 主な取組み② … |
| | 10-4 コミュニティ・市民協働・官民連携 | 主な取組み① 主な取組み② … |

－ 「基本政策分野」、「政策」、「主な取組み(施策)」の説明 －

- 「基本政策分野」：政策課題を大きな枠組みで捉え、10の政策分野を設定しています。
- 「政策」：具体的な政策分野を掲げ、目標において目指すまちづくりの方向を示しています。
- 「施策」：政策を実現するための、取組みの方向性を示しています。また、施策を実現するために市が具体的な事業を行っていきます。

体系を明確にするため、「基本政策分野」⇒「政策」⇒「主な取組み（施策）」という構成にします。基本政策分野に対して複数の政策を掲げるとともに、政策ごとに目標を設定します。

プラン2027【各論】の体系説明



プラン 2027【各論】の見方

<基本政策分野（表題部）>

分野ごとに採番（通番）し、表題の先頭に記載します。

□基本方針

当該分野の今後 10 年間の基本的な方針、方向性を示します。この基本方針が後述する政策における目標や主な取り組みの指針となります。

<政策（表題部）>

政策ごとに付番し、表題の先頭に記載します。番号は上記「政策分野」との関係性を明確化するために、分野ごとに通番とし、該当する政策分野番号と組み合わせで記載します。

(1) 目標

基本政策分野に掲げた「基本方針」に示したまちづくりを進めるため、当該政策において「何がどのようになることを目指すべきか」といった目標（目的）をその背景とともに示します。

1 まちの基盤づくり

□基本方針

リニア中央新幹線の開業に伴うリニアインパクトを取り込むため、名鉄国府宮駅周辺の再整備を行うことで、名古屋圏における居住地としてのブランドイメージを高めます。また、緑を身近に感じる良好な住環境を形成するとともに、幹線道路等の整備により市街地間の連携強化と広域交通の利便性を図ります。

1-1 土地利用・住宅

(1) 目標

名鉄国府宮駅及びJR稲沢駅周辺では、名古屋からのアクセス利便性が高いものの、低未利用地が多く、土地の高度利用がなされていないため、定住やビジネス、商業の場としてのポテンシャルの高さを生かしきれていません。また、近年、住宅等の供給量が少なかったことが影響し、若い世代等が本市を居住の場として選択しにくい状況にあります。

そこで、名鉄国府宮駅周辺の再整備に加え、JR稲沢駅周辺の活性化を図ることで、本市の玄関口にふさわしい空間にするとともに、住宅やオフィス、店舗等の立地を誘導するための基盤整備を進め、若い世代を中心に転入人口の増加を目指します。また、住み慣れた地区での定住を守ることで、市街化調整区域内の既存集落や住宅団地における人口流出を抑制しコミュニティの維持に繋げていきます。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-----------------------------------|
| 稲沢市都市計画マスタープラン | 2010（平成 22）年度～2019（平成 31）年度（以降更新） |
| 稲沢市住生活基本計画 | 2012（平成 24）年度～2021（平成 33）年度（以降更新） |
| 稲沢市空家等対策計画 | 2018（平成 30）年度～2026（平成 38）年度（未定） |

40

(2) 個別計画

個別計画は、総合計画を補完し、各政策における方針、具体的な取り組みを網羅的に示すものと位置づけられます。

この位置付け、関係性を明確にするために、ここでは当該政策に関連する主な個別計画を示します。

(3) 主な取り組み

① 駅周辺機能の強化（名鉄国府宮駅及びJR稲沢駅）（都市計画課・企画政策課・商工観光課・企業立地推進課・用地管理課）

名鉄国府宮駅周辺の再整備に取り組み、中心市街地としての都市機能を誘導するとともに、尾張大國霊神社（国府宮）をはじめとする歴史・文化資源や地域の特色を活かしたまちづくりを進めることで、にぎわいの創出を図ります。また、JR稲沢駅周辺の公共公益業務用地の有効活用を図ります。

② 良好な宅地の供給（都市計画課・区画整理課）

名鉄国府宮駅及びJR稲沢駅周辺において、新たなまちづくりを展開することで利便性の高い良好な宅地を供給し、若い世代を中心に居住の誘導を図ります。また、事業実施中の稲沢西土地区画整理事業については、早期の事業完了を目指します。

③ 地域コミュニティの維持に向けた定住施策（都市計画課・建築課）

市街化調整区域内の既存集落における住宅の立地要件の緩和を図り、三世代同居・隣居・近居を支援するなど、人口流出を抑制し地域コミュニティの維持に努めます。

④ 空き家対策の充実（建築課）

『空き家等対策計画』の中で、空き家の適切な管理を促進します。また、所有者からの相談体制を整え、空き家の利活用を支援する施策を展開します。

(3) 主な取り組み

「(1) 目標」を実現するために、今後10年間で取り組む代表的な施策を示します。

1 まちの基盤づくり

□基本方針

リニア中央新幹線の開業に伴うリニアインパクトを取り込むため、名鉄国府宮駅周辺の再整備を行うことで、名古屋圏における居住地としてのブランドイメージを高めます。また、緑を身近に感じる良好な住環境を形成するとともに、幹線道路等の整備により市街地間の連携強化と広域交通の利便性を図ります。

1 - 1 土地利用・住宅

(1) 目標

名鉄国府宮駅及びJR稲沢駅周辺では、名古屋駅からのアクセス利便性が高いものの、低未利用地が多く、土地の高度利用がなされていないため、定住やビジネス、商業の場としてのポテンシャルの高さを生かしきれいていません。また、近年、住宅等の供給量が少なかったことが影響し、若い世代等が本市を居住の場として選択しにくい状況にあります。

そこで、名鉄国府宮駅周辺の再整備に加え、JR稲沢駅周辺の活性化を図ることで、本市の玄関口にふさわしい空間にするとともに、住宅やオフィス、店舗等の立地を誘導するための基盤整備を進め、若い世代を中心に転入人口の増加を目指します。また、住み慣れた地区での定住を守ることで、市街化調整区域内の既存集落や住宅団地における人口流出を抑制しコミュニティの維持に繋げていきます。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|---------------------------------|
| 稲沢市都市計画マスタープラン | 2010（平成22）年度～2019（平成31）年度（以降更新） |
| 稲沢市住生活基本計画 | 2012（平成24）年度～2021（平成33）年度（以降更新） |
| 稲沢市空家等対策計画 | 2018（平成30）年度～2026（平成38）年度（未定） |

(3) 主な取り組み

① 駅周辺機能の強化(名鉄国府宮駅及びJR稲沢駅)(都市計画課・企画政策課・商工観光課・企業立地推進課・用地管理課)

名鉄国府宮駅周辺の再整備に取り組み、中心市街地としての都市機能を誘導するとともに、尾張大國霊神社(国府宮)をはじめとする歴史・文化資源や地域の特色を活かしたまちづくりを進めることで、にぎわいの創出を図ります。また、JR稲沢駅周辺の公共公益業務用地の有効活用を図ります。

② 良好な宅地の供給(都市計画課・区画整理課)

名鉄国府宮駅及びJR稲沢駅周辺において、新たなまちづくりを展開することで利便性の高い良好な宅地を供給し、若い世代を中心に居住の誘導を図ります。また、事業実施中の稲沢西土地区画整理事業については、早期の事業完了を目指します。

③ 地域コミュニティの維持に向けた定住施策(都市計画課・建築課)

市街化調整区域内の既存集落における住宅の立地要件の緩和を図り、三世代同居・隣居・近居を支援するなど、人口流出を抑制し地域コミュニティの維持に努めます。

④ 空き家対策の充実(建築課)

『空家等対策計画』の中で、空き家の適切な管理を促進します。また、所有者からの相談体制を整え、空き家の利活用を支援する施策を展開します。

1 - 2 道路整備・公共交通

(1) 目標

鉄道との交差部分が東西幹線道路の渋滞の原因にもなっていることから、幹線道路の整備促進とともに立体交差化が求められています。また、利便性の高い公共交通の充実についても求められています。

そこで、市内及び市外との円滑で快適な移動の実現を目指し、東西交通網の整備促進により、広域的な交通ネットワークを形成するとともに、公共交通の充実を図ることで市内各所から拠点駅や公共施設へのアクセス・利便性を強化します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-----------------------------------|
| 稲沢市都市計画マスタープラン | 2010（平成 22）年度～2019（平成 31）年度（以降更新） |
| 橋梁長寿命化修繕計画 | 2018（平成 30）年度～2027（平成 39）年度 |

(3) 主な取組み

①幹線道路等の整備促進(都市計画課)

東西幹線道路である(都)祖父江稲沢線、(都)春日井稲沢線(都)稲沢西春線等の計画的な整備促進を図ります。また、市内各所の渋滞緩和を図るため、鉄道との立体交差化や交差点の改良に努めます。

②生活道路の整備促進・長寿命化(土木課、用地管理課)

地元要望に応じて生活道路を改良・改修し、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、中心市街地や主要施設へのアクセス向上や交差点改良等による渋滞解消など市域交通環境の円滑化を図ります。また、老朽化が進む道路施設については、修繕など適切な管理に努め、長寿命化を図ります。

③地域公共交通の充実(地域振興課)

コミュニティバスやコミュニティタクシーについて、拠点駅や公共施設へのアクセス利便性を向上させるため、利用者の声や利用状況を検証し、利便性の向上と費用対効果を勘案しながら、「人にやさしく」の視点にたった高齢者の社会参加を支援する仕組みとして、必要に応じて利用していただける「デマンド型交通」についての検討を含め、地域公共交通の充実に努めます。

④高速自動車道路の整備実現

中部国際空港や名古屋港へのアクセス道路として、また、緊急避難道路としても重要な役割を担う一宮西港道路の整備実現に向けて取り組みます。

1 - 3 公園・緑地

(1) 目標

本市は、木曾川の恵みを受け、自然環境豊かな地域を形成しています。その特徴的な地域を将来的にも保全・活用していく必要があります。

そこで、木曾川周辺の自然環境や公園・緑地、河川などの地域資源を引き続き活用し、地域住民が愛着を持てる公園・緑地を整備することで、市民にとっての憩い・交流の場所を創出します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-----------------------------------|
| 稲沢市都市計画マスタープラン | 2010（平成 22）年度～2019（平成 31）年度（以降更新） |
| 稲沢市緑のマスタープラン | 2010（平成 22）年度～2019（平成 31）年度（以降更新） |

(3) 主な取組み

①魅力ある公園・緑地の整備(都市計画課)

新たなまちづくりを展開していく地域において、また、老朽化が進む公園・緑地について、地域住民や団体の意見を取り入れ、使いやすく特色のある公園や緑地の整備を行うとともに、維持管理にも参加を促し地域の愛着を深めます。

②身近で豊かな緑づくりの推進(都市計画課)

本市の顔となる拠点施設や多くの市民が集まる交流施設において、緑豊かな公共空間の創出を図ります。また、身近に緑を実感できる豊かな環境づくりのために、民有地における緑化を支援します。

③広域レクリエーション拠点の充実と利用促進(都市計画課・土木課)

サリオパーク祖父江については、周辺の豊かな自然環境を活用した余暇活動や自然とのふれあいの場所として、年間を通した利用を促すとともに、広域的な集客を図るため、アクセス道路の整備や国営・県営・市営の3公園の一体的な整備の促進など、広域レクリエーション拠点にふさわしい魅力ある機能の充実を図ります。

2 生活環境

□基本方針

持続可能な社会の実現に向けて、自然環境の保全や循環型社会の形成に取り組みます。また、市民が安全かつ快適な生活を営めるよう、生活環境の基盤について、適切な維持管理や整備に努めます。

2-1 環境保全

(1) 目標

経済活動の発展とともに地球規模での環境問題が深刻化する中で、様々な主体での持続可能な社会の実現に向けた取組みが必要となっています。

そこで、環境美化活動を活性化し、公害の防止に努め、快適で住みよいまちづくりを目指すとともに、環境教育等を推進し、人と自然が共生する環境にやさしいまちの創造を目指します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|-----------------------------------|
| 稲沢市環境基本計画 | 2009（平成 21）年度～2018（平成 30）年度（以降更新） |
| 稲沢市生活排水処理基本計画 | 2016（平成 28）年度～2025（平成 37）年度（以降更新） |
| 稲沢市地球温暖化対策実行計画 | 2018（平成 30）年度～2022（平成 34）年度（以降更新） |

(3) 主な取組み

①環境美化の推進(環境保全課)

環境の美化を啓発するとともに、さわやか隊への参加など美化活動への市民参画を推進し、一層「地域の目」を拡充していきます。

②生活雑排水の適正処理(環境保全課)

河川の水質汚濁の主要因となる生活雑排水の適正処理の啓発及び合併処理浄化槽への転換を推進します。

③地球温暖化対策(環境保全課)

温暖化対策の補助制度等による再生可能エネルギーの活用や省資源・省エネルギーを推進し、市全体で温暖化の主要因となる二酸化炭素排出量を削減するよう努めます。

④自然との共生の促進(環境保全課)

自然保護団体等と連携して生態系の回復に取り組むとともに、自然観察会などを開催し、本市の豊かな自然に触れる機会を提供し、自然と共に生きるまちの創造を促進します。

2-2 循環型社会の形成

(1) 目標

持続可能な社会の実現に向けて、限りある資源の有効活用、ごみの排出抑制及びごみ処理量の削減が求められています。

そこで、市民、事業者、行政の協働により、①リデュース (Reduce: 排出抑制)、②リユース (Reuse: 再使用)、③リサイクル (Recycle: 再生利用) の3Rを推進し、循環型社会を目指します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------|----------------------------------------|
| 稲沢市ごみ処理基本計画 | 2016 (平成 28) 年度～2025 (平成 37) 年度 (以降更新) |

(3) 主な取組み

①リデュース(排出抑制)の推進(資源対策課)

生ごみの減量、レジ袋の削減を進める等、リデュースを推進するライフスタイルの確立を目指し、継続的に広報・啓発活動を行います。

②リユース(再使用)の推進(資源対策課)

不要になった物品を廃棄するのではなく、可能な限り再使用する必要性について継続的に啓発するとともに、不用品紹介制度など市民相互の取組みを促進させるような効果的な手法を検討します。

③リサイクル(再生利用)の推進(資源対策課)

分別排出の徹底を図り、地域や市民団体による資源回収を支援します。また、時代の変化に柔軟に対応した分別区分の変更や収集の効率化を図ります。

④環境負荷の少ない事業活動の促進(資源対策課)

事業系ごみの減量に向けて、事業者には自ら排出するごみ量を把握するとともに、より環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すため、事業者向けの啓発活動を実施します。

2 - 3 上下水道・環境施設

(1) 目標

市民の衛生的で良好な日常生活を支える上下水道や環境施設は、安定的に施設を運営し、持続的にサービスを提供していくことが何よりも重要です。そのためには、経年に伴う施設の老朽化への対応や、発生が危惧される大地震への備えが必要であり、また、公共下水道については平成27年度に策定した『稲沢市污水適正処理構想』に基づく施設の整備実施が求められています。

そこで、各施設の状況に応じて、計画的な整備を実施するとともに、既存施設の適切な維持管理、将来を見据えた老朽化対策、耐震対策に努め、市民が衛生的で良好な日常生活を送るための基盤強化を図ります。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------|---------------------------------|
| 稲沢市水道ビジョン | 2018（平成30）年度～2027（平成39）年度 |
| 稲沢市污水適正処理構想 | 2016（平成28）年度～2025（平成37）年度（以降更新） |

(3) 主な取組み

①水道施設の耐震対策(水道業務課・水道工務課)

市民生活や社会経済活動に必要なライフラインである水道を、巨大地震による被災から守るため、施設の耐震化及び老朽化対策を推進します。実施にあたっては、費用と財源との適切なバランスを考慮する必要があるため、中長期的な視点を踏まえ健全経営に配慮しながら計画的に進めます。

②下水道の整備と維持管理(下水道課)

『稲沢市污水適正処理構想』に基づき、公共下水道の平成 37 年度の早期概成（概ねの完成）に向けて整備を推進します。また、既存の下水道施設（公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設）については、計画的に耐震化等を実施し、長寿命化を進めます。

③し尿処理施設の老朽化対策(環境施設課)

し尿処理施設は、稼動後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、施設の負荷軽減を図るため、隣接する流域下水道施設に接続することを検討します。

④斎場施設の老朽化対策(環境施設課)

斎場は、稼動後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから施設建替えを検討します。

3 子育て・教育

□基本方針

結婚、妊娠、出産、子育てに関する環境をより良いものにより、子どもを安心して産み育てることができる社会を形成します。また、質の高い保育や教育を受けることができる環境づくりを地域と連携して進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。

3-1 子育て家庭への支援・青少年健全育成

(1) 目標

全国的に少子化が進み、核家族化など家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化に伴い、子育てに対して不安や孤立感を感じる人が増えています。また、スマートフォンの急速な普及等に伴う犯罪被害やトラブルが増加するなど、子どもや青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

そこで、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うサービスを提供するとともに、子育て世帯の不安を解消し、子どもを安心して産み育てることができる環境を整えていきます。また、関係機関との連携等によって地域の教育力を高め、次代を担う子どもや青少年が、豊かな情操を培い、心身ともに健やかに成長できる魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|------------------------|----------------------------------------|
| いきいきいなざわ健康 21 (第2次) 計画 | 2014 (平成 26) 年度～2023 (平成 35) 年度 (以降更新) |
| 稲沢市子ども・子育て支援事業計画 | 2015 (平成 27) 年度～2019 (平成 31) 年度 (以降更新) |

(3) 主な取組み

①総合的な結婚支援(地域振興課)

市主催の婚活イベント開催や結婚を希望する男女が安心して参加できる出会いの場を提供など、総合的に結婚活動を支援します。

②妊娠期からの子育て支援相談サービスの充実(こども課、健康推進課)

父親の育児参加を促進し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、保健センターに設置した子育て世代包括支援センター(母子保健型)で保健師等の専門職が総合的に相談支援を実施します。また、必要に応じ、子育て支援総合相談センターと連携し、子育て支援サービスに関する情報提供やケースマネジメントを行うことにより一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会を目指します。

③地域子育て支援拠点事業の充実(こども課)

子育て支援センターを増設し、地域の子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習等を実施する拠点を整備します。また、児童館・児童センターなどの拠点施設を利用した母親クラブや子ども会活動を通して、地域との交流の機会を提供することにより、健全な子どもの育成支援に努めます。

④児童虐待の防止(こども課)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで関係機関の連携を一層促進し、相談体制の強化を図ることで、児童虐待の防止に努めます。

⑤家庭教育の充実(生涯学習課)

次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、また、育児で不安や悩みを持つ保護者の家庭教育の充実に寄与するため、子育てセミナーや親子ふれあい広場をはじめ各種学級・教室等を開催します。

⑥青少年の健全育成(生涯学習課)

急速な社会の変化等による新しい課題に対する情報交換や問題意識の共有を図るため、青少年問題協議会等を開催します。また、青少年健全育成市民大会や少年愛護センター指導員による地域での街頭指導活動等を通じて青少年の健全育成環境の醸成に努めます。

⑦子育て世帯への経済的支援(こども課、国保年金課、健康推進課)

入院が必要な未熟児に対する医療費補助、中学校卒業までの医療費助成、園児の保育料・授業料の段階的無償化、3才以上の市内在住園児の主食代の無料化、ひとり親世帯に対する援助として遺児手当を支給するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

3-2 保育・幼児教育

(1) 目標

共働き世帯の増加に伴い、子育てと仕事を両立するための環境整備が期待されています。本市では大都市のような待機児童問題は顕在化していませんが、就業形態の多様化に伴い乳児や休日・夜間など特別保育を求めるニーズは高まっています。

そこで、子どもを預けながら安心して仕事を継続できるような保育サービス等の充実を図っていきます。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|------------------|-----------------------------------|
| 稲沢市子ども・子育て支援事業計画 | 2015（平成 27）年度～2019（平成 31）年度（以降更新） |

(3) 主な取組み

①保育サービス等の充実(こども課)

女性の社会での活躍が期待される現在、産休・育休後、短いインターバルで復帰するケースの増加に対し、働きやすい環境づくりのため、保育園・幼稚園での保育・教育に加え、乳児・障害児・休日・夜間などの特別保育、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業などを充実させます。

②保育・幼児教育施設の整備(こども課)

保育・幼児教育ニーズを把握し、民間による小規模保育事業への参入を促進し、老朽化した保育園舎の改修や改築に合わせて、保育園・認定こども園等、必要な時期にニーズにあった整備や適性配置を図ります。

③放課後児童クラブの充実(こども課)

保護者が労働等により昼間不在となる家庭の小学生を対象に居場所の提供を図るため、放課後児童クラブの環境改善を進め、子育て世帯の保護者が安心して働くことができる環境を整備します。

④保育人材の確保・育成の強化(人事課、こども課)

乳児の保育需要が増しており、安定的な保育を提供するため、保育人材の確保及び育成が急務となっています。保育に携わる多様な人材の確保に努めるとともに、専門性の向上と質の高い人材を育成するため、研修等の強化に取り組みます。

3-3 学校教育

(1) 目標

いじめ・不登校や貧困家庭など義務教育を取り巻く問題が顕在化しており、このような問題に対して専門的な知見や親身な対応が求められています。また、学習指導要領の改訂に伴う新たな教育政策への対応も求められていますが、事務処理の増加などによる教員の多忙化も指摘されています。

そこで、保護者や地域と学校が相互に連携して学校運営に参画していく仕組みづくりを進め、信頼関係を築く中で、教育を取り巻く諸問題に取り組みます。また、教員の負担軽減や教育環境の向上を図り、学校教育を充実させることで、児童生徒が自身の未来を創り出していくために必要な資質・能力の育成に努めます。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------------|------|
| 稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿 | — |

(3) 主な取組み

①総合的な学習の充実(学校教育課)

児童生徒の多様な資質・能力を育成するため、特別支援教育支援員や少人数指導等非常勤講師など人的支援を行うとともに、小学校における英語教育、道徳教育、ICT教育、国際理解教育、平和教育などの充実、学習指導の工夫改善等を推進します。

②いじめ、ひきこもり・不登校などへの対応(学校教育課)

いじめ、不登校等の予防、解決、発生の減少を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を中心とした関係機関との連携・情報共有、適応支援教室事業、ホームフレンド事業などを行います。

③就学困難な児童生徒への支援(学校教育課)

経済的理由により就学が困難な家庭については、保護者負担の軽減を図るため、義務教育を受けるために必要な就学援助費などの支援を行います。

④学校業務効率化の促進(庶務課、学校教育課)

教職員本来の業務が遂行しやすい環境を整え、教育現場をサポートするため、学校業務の効率化・統一化・共有化を図る校務支援システムの構築、教職員による給食費の徴収・管理を無くす給食会計公会計化などを検討していきます。

⑤学校施設・設備の充実と適正管理(庶務課)

小中学校の普通教室への空調設備(エアコン)整備を進めるとともに、公共施設等総合管理計画の学校施設に係る個別施設計画を作成し、施設の効率的な維持管理に努めながら、長寿命化を適宜進めるなど、安心・安全な教育環境の向上に努めます。また、建替えの際は、本市の小中学校標準規模を定めた『稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿』(平成26年5月策定)に基づき、学校再編や校区再編も視野に入れて検討していきます。

⑥地域とともにある学校づくり(学校教育課)

学校や子どもたちが抱える課題の解決や子どもたちの健やかな成長を支える学校教育の実現を図るため、学校と保護者、地域住民が連携して学校運営に参画する仕組みづくりに努めます。

4 福祉

□基本方針

高齢者や障害者、ひとり親家庭など、支援を必要とする市民が増加するとともに、抱えている問題も多様化・深刻化しています。地域コミュニティにおける住民同士のつながりと問題解決能力を高めながら、全ての市民の暮らしに安心感をもたらします。

4-1 地域福祉・セーフティネット

(1) 目標

社会経済情勢の変化により、地域福祉を取り巻く問題は多様化・深刻化しており、その解決のための手段や資源も多様なものが求められます。それらの中には、地域における人と人のつながりや地域の組織の力などで解決できる課題も多く、そうした「自助」「共助」の視点から地域福祉施策を推進する必要があります。

そこで、地域での交流やボランティア活動への参加を促進することで、地域の「自助」「共助」の力を高めます。また、その実現のために、地域福祉の推進役としての役割を果たしている民生・児童委員や社会福祉協議会の活動を支援していきます。さらに、「自助」「共助」だけでは充足できないセーフティネットの役割を、市が「公助」として担っていきます。それにより、地域福祉に関する問題解決を目指します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|
| 稲沢市地域福祉計画 | 2015（平成 27）年度～2019（平成 31）年度 （以降更新） |
| 稲沢市地域福祉活動計画 | 2017（平成 29）年度～2019（平成 31）年度 （以降更新。次期計画以降は、地域福祉計画と 同時に策定する予定） |

(3) 主な取組み

①地域福祉の向上(福祉課)

ボランティア活動に参加しやすい環境づくりとして、地域におけるボランティア団体の支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人とをつなぐコーディネートを行う、ボランティアセンターの充実を目指します。また、地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の機能強化への支援を行います。

②生活困窮者に対する支援(福祉課)

福祉に関する相談をワンストップで行う福祉総合相談窓口で、生活に困窮した方の自立に向けた相談事業である、生活困窮者自立相談支援事業を始め、家計相談支援事業・学習支援事業などの任意事業を充実させ、経済的に困窮している方が最後のセーフティネットである生活保護受給に至る前に、自立に向けた支援をしていきます。

③地域福祉を推進するための拠点の整備(福祉課)

社会福祉協議会を中心とした福祉の拠点を整備します。

4-2 高齢者福祉

(1) 目標

高齢化の進展に伴い、今後、ひとり暮らしや認知症等、支援が必要な高齢者の増加が見込まれており、2025（平成 37）年には団塊世代が後期高齢者となることから、介護保険や医療保険等の社会保障制度の持続性が懸念されます。そのため、健康上の問題によって日常生活が制限されることなく生活できる「健康寿命」期間をいかに延ばしていくかに注目が集まっています。

そこで、生活支援サービスの充実、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携等の地域包括ケアシステムを中心とした高齢者の支援体制を構築し、高齢者が心身ともに健康で、地域社会の一員として活動するとともに、住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心して暮らし続けられるような健「幸」社会を形成します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---------------------|---------------------------------------------|
| 稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画 | 2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度 （第 7 期、以降更新） |

(3) 主な取組み

①介護予防・生活支援・生きがいの推進(高齢介護課)

これまで取り組んできた介護予防事業や生活支援事業などに加え、介護予防日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業を行うことにより、高齢者の地域の社会的活動への参加を促し、高齢者の生きがいのづくりや健康づくり、介護予防に繋げていきます。

また、高齢者の地域の活動に重要な老人クラブ活動を支援するとともに、高齢者の相談等に対応する地域包括支援センターの充実を図っていきます。

②認知症施策の推進(高齢介護課)

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見や適切な治療に繋げるなど、自立生活のサポートを行っていきます。

また、認知症サポーターの養成や認知症地域支援推進員の配置をはじめ、認知症の高齢者が、徘徊により行方不明になった場合に早期発見できるようなネットワークの拡充等、住み慣れた地域で暮らしていくことができる環境整備に努めます。

③介護保険サービスの充実(高齢介護課)

高齢者の増加に伴い介護給付費も大幅に増加する事が見込まれるなか、地域包括ケアシステムの構築に重要な地域密着型サービスを始めとした必要な介護保険サービスの確保に努めるとともに、給付費の適正化を図ります。

また、効率的にサービスを提供していくために在宅医療・介護連携推進事業も進めています。

4-3 障害者福祉

(1) 目標

障害者（児）数は年々増加しており、近年は健常者と同じような生活を地域で希望する障害者（児）やその家族が増加しています。一方、障害者（児）が地域で生活していくためには、障害の程度によっては親族の恒常的な支えが必要になっており、親が亡くなったあとも地域で生活していけるようグループホームなどの施設整備が大きな課題となっています。

そこで、多様化する障害者（児）のニーズに対応するため、地域生活支援拠点を整備することにより、関係機関との連携促進による相談体制、福祉関連施設・医療機関などの社会資源、在宅サービスなどの生活支援機能の充実を図り、障害者（児）が地域社会の一員として活躍するとともに、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------|-------------------------------------|
| 稲沢市障害者計画 | 2015（平成27）年度～2023（平成35）年度（以降更新） |
| 稲沢市障害福祉計画 | 2018（平成30）年度～2020（平成32）年度（第5期、以降更新） |

(3) 主な取組み

①地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり(福祉課)

障害者（児）が地域で自立して暮らしていくために障害者（児）の自立に向けた相談を行う障害者相談支援事業所を充実させるとともに、居住の場の確保のためグループホーム等の整備を進め、地域で自立した暮らしを支援します。

②関係機関との連携の強化(福祉課)

障害者（児）の高齢化・重度化を見据え、親族の恒常的な支援がなくても自立した生活が行えるよう、障害者施設や医療機関など関係機関との連携を強化し、地域生活支援拠点の充実に努めます。それにより、障害者（児）が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように様々な支援を切れ目なく提供し、緊急時の相談や施設入所等の様々なニーズに対応します。また、福祉・教育・就労等に携わる委員で構成されている自立支援協議会において、障害者差別解消など障害者（児）に係る諸問題を協議し、解決に努めます。

5 健康・医療

□基本方針

生活習慣病などの発症・重症化を予防し、市民が生涯いきいきと健康に暮らすため、健康を支える環境づくりとスポーツ活動に気軽に取り組める機会づくりに取り組みます。

また、市民病院と地域の医療機関の連携を深め、地域において適切な医療が受けられる体制を強化します。

5-1 健康づくり・生涯スポーツ

(1) 目標

超高齢社会を迎え、平均寿命よりも健康寿命を延ばすことで、健康的な暮らしを実現していくことが重視されています。また、生活様式の変化により糖尿病や高血圧、肥満等の生活習慣病を罹患する人が増加しており、その早期発見・予防対策が必要となっています。また、現代のストレス社会において、心の病も大きな問題になっています。

そこで、健診結果に基づく個々の保健指導や生活習慣病の予防、栄養・運動・休養等の健康教育、こころの健康づくりの支援など、健康に対する意識を高める取組みを推進するとともに、年齢層に応じた健康課題等を踏まえ、スポーツに取り組む機会を提供するなど、市民の健康づくりや生涯スポーツを支援します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| いきいきいなざわ・健康 21(第2次)計画 | 2014(平成26)年度～2023(平成35)年度 (以降更新) |
| 稲沢市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) | 2018(平成30)年度～2023(平成35)年度 (以降更新) |
| 稲沢市国民健康保険特定健康診査等実施計画 | 2018(平成30)年度～2023(平成35)年度 (以降更新) |

(4) 主な取組み

①健康診査等の充実と感染症対策(健康推進課、国保年金課)

高血圧、糖尿病、歯周病疾患等の生活習慣病の発症・重症化を予防するため、各種健康診査・がん検診の受診率向上を図るとともに、その結果に基づいて保健指導や教室・相談事業を実施します。

また、感染症等の発生予防及びまん延防止のため、予防接種の実施と正しい知識の普及啓発を行います。

②こころと身体の健康づくり活動の推進(健康推進課)

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自分の食習慣や運動習慣などを見直し、自分に合った健康づくり活動を自発的にできるよう、いきいきいなざわいなッピー健康マイレージ事業等の充実を図ります。

また、「こころの健康づくり」や「こころの病気」に対する知識の普及等に努めます。

③スポーツに親しむ機会の提供(スポーツ課)

市民のスポーツに対する関心や興味を高め、スポーツを行うきっかけをつくります。スポーツ推進委員を育成するなど地区体育振興会の組織力を強化するとともに、市内で開催される各種お祭り、イベントなどでニュースポーツを紹介、体験できるブースを設置します。また、気軽にニュースポーツを紹介、体験できる「いなスポチャレンジフェスタ」を開催し、生涯スポーツとして健康維持を支援します。

④総合型地域スポーツクラブの推進(スポーツ課)

祖父江地区、平和地区で行われている総合型地域スポーツクラブを更に発展させると共に、市全域でのクラブ作りを目指し、子どもから高齢者まで、誰もが自分のレベルに合ったスポーツ、イベント、地域の行事等に参加し、生涯を通じて活動できる総合型地域スポーツクラブの推進を図ります。

⑤スポーツ施設の適正管理(スポーツ課)

昭和40年代から50年代に建設し、老朽化したスポーツ施設について、利用ニーズなどに応じて適切な修繕や改築を行い、市民が安全にスポーツに親しめる場を確保します。また、市民ニーズの変化や施設の老朽化に伴い、施設総量の適正化も図ります。

5 - 2 医療

(1) 目標

2014（平成 26）年に開院した新市民病院は、今後、地域の中核病院として、高度な医療の提供や救急医療体制の更なる充実が期待されており、新市民病院の機能強化を図るとともに、患者の病状に応じた適切な医療を提供するための地域医療体制づくりが求められています。

そこで、市民病院と地域の医療機関が在宅医療や介護の連携体制を強化し、超高齢社会においても、市民が住み慣れた地域で安心して適切な医療が受けられる環境をつくれます。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|------------|-----------------------------|
| 新公立病院改革プラン | 2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度 |

(3) 主な取組み

①地域医療機関との連携充実(地域医療連携室)

地域医療機関と市民病院との連携の円滑化を図るため、市民病院へ患者を紹介しやすい環境を整えるとともに、紹介患者に関する報告や逆紹介の管理を徹底します。

②退院支援の充実(地域医療連携室)

退院支援に重点を置いた院内連携を強化するため、入院時に支援の必要な患者を把握し、退院支援看護師と医療ソーシャルワーカーが病棟の検討会に積極的に参加するなど、支援体制の調整に努めます。

③市民病院の機能充実(管理課)

医師、看護師の確保に努め、診療体制を充実させるとともに、緊急時、特に時間外及び休日における救急患者の受け入れ体制の強化に努めます。また、医療機器などハード面をさらに充実させるとともに、脊髄末梢神経センターなどの機能強化にも努めます。

④休日急病診療体制の充実(健康推進課)

休日急病診療体制を一層充実させるため、老朽化している休日急病診療所を建て替えます。

6 安心・安全

□基本方針

大規模地震や集中豪雨などの自然災害、特殊詐欺などの犯罪、尊い命が失われる交通事故などから市民の生命、身体及び財産を守るため、啓発や関連機関との密な連携、地域の防火・防災・防犯力の強化、適切な初動対応に重点を置き、安心して安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

6-1 消防・救急

(1) 目標

火災や高齢化の進展等に伴う救急需要の増加などに対応できるよう消防力を整備することが求められています。

そこで、消防の使命である、火災等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るという責務を果たすために必要な消防体制の充実・強化や防火意識の高揚・啓発を図るとともに、適切な初動対応を行えるように地域消防力を高め、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|-----|------|
| — | — |

(3) 主な取組み

①消防力の充実・強化(消防本部総務課・警防課・予防課・情報指令課)

高度化する救急需要や各種災害に即応できるよう、必要な資機材の整備、地域の実情に即した消防・救急車両など設備面の充実に努めます。また、震災時に使用可能な消防水利の整備、通信指令体制の強化により、災害による被害の軽減を図ります。

②地域消防体制の強化(消防本部総務課)

災害時における救護所等の一般利用も想定した詰所整備、本部支援団員の機能強化、将来の消防団員確保を目的とした「わくわく・ドキドキ消防競技会」の実施、消防団サポーター事業等の継続など、消防団をはじめとした地域における自助・共助による消防体制を強化します。

③火災予防の推進(消防本部予防課)

病院や介護施設など災害弱者が利用する防火対象物等への立入検査を強化し、法令遵守の指導や意識啓発により火災の発生を未然に防ぎます。

また、保育園や幼稚園への防火指導や少年消防クラブの県消防学校一日入校を実施し、防火意識の高揚・啓発を図ります。

6-2 防災・治水

(1) 目標

南海トラフ地震の発生が予想される中、建物倒壊や火災に加えて液状化現象も懸念されます。加えて、近年は記録的な豪雨や大規模な台風による甚大な被害が全国各地で頻発しており、地域の防災力強化に対する市民の期待がこれまで以上に高まっています。

そこで、市民や企業、近隣自治体などとの連携を強化し、大規模災害に対して迅速かつ的確に対応できる初動体制を構築します。また、河川整備や雨水排水対策、農地の保水機能の活用など、一体的な取組みによる効果的な水害対策を進めます。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|----------------|--------------------------|
| 稲沢市地域防災計画 | 毎年更新 |
| 稲沢市業務継続計画（BCP） | 毎年更新 |
| 稲沢市建築物耐震改修促進計画 | 2013（平成25）年度～2020（平成32）年 |
| 稲沢市総合治水計画 | 2004（平成16）年度～ |

(3) 主な取組み

①地域防災力の強化(危機管理課)

市民の防災意識を高めるため、『防災のてびき』の配布などにより必要な情報提供を積極的に行うとともに、地域の防災力を強化するため、防災ボランティアの育成や自主防災組織の充実を図ります。また、大規模かつ広域的な災害への対応力を強化するため、近隣自治体や関係機関・民間企業などとの連携強化を進めます。

②避難所等の機能向上(危機管理課)

災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯を整備します。また、避難所等における資材や食料、水の備蓄量を拡充します。

③建築物の耐震化の促進(建築課)

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助など支援施策の充実に努め、耐震化の促進を図っていきます。

④浸水被害対策の推進(土木課、下水道課)

河川及び流域における雨水対策の優先度や実現性を踏まえ、排水路改修や雨水貯留施設などの整備を検討し、浸水被害の軽減に努めます。

⑤災害対策拠点の整備(危機管理課)

災害発生時における初動体制を強化するため、災害対策拠点を整備します。

6-3 防犯・交通安全・暮らしの安全

(1) 目標

高齢化の進展や単身世帯の増加により住民同士のつながりが希薄になったことで、特殊詐欺をはじめとした様々な問題が発生しています。また、子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれる事件は後を絶ちません。

そこで、地域住民による防犯パトロールやスクールガード活動が盛んに行われる地域づくりを進めるとともに、必要な施設・設備を整備し、事件や事故を未然に防ぎます。また、市民への啓発や相談体制を強化し、日常生活において市民が不安を感じることなく、安心して暮らせるまちを目指します。

(2) 個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|--------------|------------------------------------------|
| 稲沢市交通安全計画 | 2016（平成28）年度～2020（平成32）年度 （第10次。以降更新） |
| 消費者教育推進計画 | — |
| 通学路交通安全プログラム | — |

(3) 主な取組み

①防犯活動の活性化及び防犯施設の整備(総務課)

市民による防犯ボランティア活動の活性化を図るとともに、大学や企業にも呼びかけ、新たな防犯ボランティア体制の構築を促します。また、啓発活動等により防犯に対する市民意識の高揚を促し、各行政区内の防犯灯のLED化を進め、地域の防犯力を高めます。

②交通安全活動の推進及び交通安全施設等の拡充(総務課・土木課)

自動車や自転車の運転マナー向上や、高齢者や児童生徒など歩行者への注意喚起を目的とした啓発活動を行うとともに、地域、学校、事業者、各種団体との連携を強化して交通安全活動の推進に努めます。特に、近年、高齢者が運転する自動車の交通事故の割合が多いことから、高齢者の交通事故防止対策に努めます。

また、歩道や交通安全施設の拡充、踏切の改良など、道路の交通安全確保に努めます。

③消費者行政の充実・強化(商工観光課)

多様化、複雑化する消費者問題に対応し、消費者の安全と安心を確保するため、教育の推進及び啓発の強化に取り組みます。また、消費生活センターの充実を図り、消費者被害の未然防止や早期発見、迅速な救済に向けた相談体制を強化するとともに、行政機関・消費者団体等地域の関係機関との連携を図ります。

④利用しやすい相談窓口の体制づくり(市民課)

法律、行政、人権、不動産・登記など、市民が身近な諸問題に直面したときに、適切な専門知識を持つ相談員に気軽に相談できるような体制の構築に取り組みます。

7 産業・労働

7-1 産業振興

7-2 雇用・労働者支援

8 まちの魅力

8-1 観光・文化財

8-2 鑑賞芸術・競技スポーツ

9 文化的な暮らし

9-1 文化活動・生涯学習

9-2 男女共同参画・多文化共生

10 行政経営改革

10-1 行政運営

10-2 財政運営

10-3 情報発信・シティプロモーション

10-4 コミュニティ・市民協働・官民連携